

令和８・９年度 業界別人材確保ストラテジー促進事業 (運転免許取得支援) 実施要綱

令和８年９月２８日制定
一般社団法人東京都トラック協会

この要綱は、一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）が実施する、人材確保に資する運転免許取得に係る経費の助成について必要な事項を定めることにより、東ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）の人材確保力の向上を図り、公益財団法人東京しごと財団が実施する「業界別人材確保ストラテジー促進事業」に係る助成事業を適正かつ円滑に推進することを目的とする。

1. 事業趣旨

ドライバー不足の緩和及び人材確保力の向上を図るため、会員事業者が従業員に対し、大型免許、中型免許（限定解除を含む。）、準中型免許（限定解除を含む。）、大型特殊免許又は牽引免許を取得させた場合に、その教習費用の一部を助成する。

なお、各免許については、AT 限定免許の限定解除を含むものとする。

2. 実施期間

本事業の実施期間は、令和８年９月２８日から令和１０年２月２９日までとする。ただし、予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。

3. 助成対象事業者

助成対象となる事業者は、会員事業者であって、中小企業者に該当し、かつ会費の滞納が無いものとする。なお、ここでいう「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社であること。
- (2) 常時使用する従業員数が３００人以下の会社又は個人事業者であること。

4. 助成対象者

助成対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 令和８年９月１日以降に、都道府県公安委員会指定自動車教習所へ入校申込みを行っていること。
- (2) 令和１０年２月２９日までに対象免許を取得していること。
- (3) 免許取得費用を会員事業者が負担していること。なお、運転者個人が免許取得費用を支払った場合は助成対象外とする。
- (4) 助成金申請時において、当該ドライバーが東京都内の会員事業所に在籍し、事業用貨物自動車の運転者として従事していること。

※ただし、高等学校新卒者等が、当該事業者への入社前の在学中に準中型免許を取得した場合についても対象とする。

5. 助成交付額

助成金の交付額は、事業期間中における助成上限額の範囲内において、対象経費（税抜額）の2分の1とし、100円未満を切り上げるものとする。

なお、対象経費は、指定自動車教習所へ対し、口座振込により支払った教習費用に限る。

また、次に掲げる費用は助成対象外とする。

※ 現金又はクレジットカードによる支払い分

※ 消費税

※ 教習時間超過による延長料金

※ 仮免許交付手数料及び申請料

※ 合宿教習に伴う食事代

なお、合宿教習において、食事代が教習料金に含まれ、かつその金額を区分できない場合は、税抜費用から10,000円を減額するものとする。

また、国又は関係団体等から同一内容の助成金の交付を受けている場合は、本助成金は交付しない。ただし、東ト協が実施する「男性ドライバー免許取得助成」及び「女性ドライバー免許取得助成」との併用は可能とする。

6. 助成金の申請手続

会員事業者が助成金の交付を受けようとするときは、令和10年2月29日までに、次に掲げる書類を東ト協へ提出するものとする。

(1)「業界別人材確保ストラテジー支援事業助成金交付申請書」

(2)指定自動車教習所が発行した会員事業者宛の領収書の写し

（取得した運転者の氏名、免許の種類、金額及び領収日等が鮮明に確認できるものに限る。）

※ 大型免許、中型免許又は準中型免許取得に係る領収書に、仮免許交付手数料及び申請料が含まれている場合は、その内訳が確認できる明細書の写しを添付すること

※ 合宿免許において、食事代が含まれている場合は、その内訳が確認できる明細書等の写しを添付すること

※ 領収書に代えて、教習所発行の請求書及び、教習所への支払が確認できるネットバンキング等の明細書の写しを提出することも可とする。この場合、請求書及び振込明細書の双方が提出されている場合に限り受け付けるものとする。なお、請求書についても会員事業者宛であり、取得した免許の種類が明記されていることを要する。

(3)運転免許証の写し（両面）

(4)雇用保険被保険者通知書の写し

（被保険者番号が判別できないよう塗りつぶすこと）

(5)在籍証明の写し

（助成金申請直前勤務日の運転日報、点呼簿又は運転者台帳のいずれか1点）

- (6)「事業概況報告書」の写し
(「事業報告書」内の第1号様式)

7. 助成金の交付

東ト協は、前条の申請内容を審査し、適正と認めた場合は、会員事業者に対し助成金を交付する。

なお、助成金の交付時期は、助成金交付申請書の受付日に応じ、次のとおりとする。

- (1) 令和9年3月31日までに受付けたもの
令和9年7月末日までに交付する。
- (2) 令和9年4月1日から令和9年9月30日までに受付けたもの
令和9年11月末日までに交付する。
- (3) 令和9年10月1日から令和10年2月29日までに受付けたもの
令和10年7月末日までに交付する。

8. 助成金の交付取消し及び返還

会員事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、東ト協は助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1)偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2)助成金の交付内容若しくはこれに付した条件又は本要綱に違反したとき。

前項の場合において、既に助成金が交付されているときは、東ト協は会員事業者に対し、期限を定めてその返還を求めることができる。

【本助成の問い合わせ先・申請書類の送付先】

一般社団法人東京都トラック協会
業務部 交通・環境グループ
業界別人材確保ストラテジー促進事業助成金担当者
〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8
TEL 03-3359-6257

以上